

写

国立大学法人信州大学と学校法人文化学園との連携に関する協定書

国立大学法人信州大学(以下「甲」という。)と学校法人文化学園(以下「乙」という。)は、両者のもつ優れた教育、研究、地域社会との連携等の実績とポテンシャルを相互に協力して活用することにより、両大学の一層の発展に資することを目的として、大学間包括連携協定を締結することに合意する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、相互の大学のさらなる発展を目指し、教育、研究、地域貢献、産学連携及び国際交流等の各面にわたって広く連携を図り、社会にその成果を還元し、我が国及び地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 学術研究に関すること。
- 二 学部学生及び大学院学生の教育、研究に関すること。
- 三 教員の相互交流に関すること。
- 四 地域社会及び国内外の機関等との連携に関すること。
- 五 その他甲及び乙が必要と認める事項。

(連携推進協議会)

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携推進協議会を設置するものとする。

(有効期間)

第4条 この協定は、平成18年5月8日から発効し、有効期間は5年間とする。ただし、甲又は乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、この協定は自動的に更新されるものとする。

(細目)

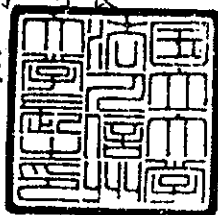
第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定書は2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成18年5月8日

甲 国立大学法人信州大学 学長 乙 学校法人文化学園 理事長

小宮山 淳



大沢 清

